

事業	規模 単独・併設	地域区分	負担割合	略称
一般通所	通常規模	1級地	1	1・1
			2	1・2
			3	1・3
		2級地	1	2・1
			2	2・2
			3	2・3
		3級地	1	3・1
			2	3・2
			3	3・3
認知通所	単独	1級地	1	i・1・1
			2	i・1・2
			3	i・1・3
		2級地	1	i・2・1
			2	i・2・2
			3	i・2・3
		3級地	1	i・3・1
			2	i・3・2
			3	i・3・3
	併設	1級地	1	ii・1・1
			2	ii・1・2
			3	ii・1・3
		2級地	1	ii・2・1
			2	ii・2・2
			3	ii・2・3
3級地	1	ii・3・1		
	2	ii・3・2		
	3	ii・3・3		

処遇(Ⅳ)

- 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)



上記算定の合計単位数の9.2%  
上記算定の合計単位数の9.0%  
上記算定の合計単位数の8.0%  
上記算定の合計単位数の6.4%

令和3年度から令和5年度までの間の地域区分の適用地域

		1級地	2級地	3級地
上乗せ割合		20%	16%	15%
地域		世田谷区	町田	府中
		渋谷区	狛江	稲城
		杉並区		
地域区分単価	一般	10.9	10.72	10.68
	認知	11.1	10.88	10.83

処遇(IV)

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)  
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)  
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)  
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

上記算定0  
上記算定0  
上記算定0  
上記算定0



- ▷合計単位数の9.2%
- ▷合計単位数の9.0%
- ▷合計単位数の8.0%
- ▷合計単位数の6.4%

料金表 \* 1割負担

通所介護

いなぎ正吉苑

1・基本料金：通常規模型通所介護費

単位 円/日

2時間以上3時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	271	2,894	290
要介護2	310	3,310	331
要介護3	351	3,748	375
要介護4	392	4,186	419
要介護5	431	4,603	461

3時間以上4時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	370	3,951	396
要介護2	423	4,517	452
要介護3	479	5,115	512
要介護4	533	5,692	570
要介護5	588	6,279	628

4時間以上5時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	388	4,143	415
要介護2	444	4,741	475
要介護3	502	5,361	537
要介護4	560	5,980	598
要介護5	617	6,589	659

5時間以上6時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	570	6,087	609
要介護2	673	7,187	719
要介護3	777	8,298	830
要介護4	880	9,398	940
要介護5	984	10,509	1,051

6時間以上7時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	584	6,237	624
要介護2	689	7,358	736
要介護3	796	8,501	851
要介護4	901	9,622	963
要介護5	1,008	10,765	1,077

7時間以上8時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	658	7,027	703
要介護2	777	8,298	830
要介護3	900	9,612	962
要介護4	1,023	10,925	1,093
要介護5	1,148	12,260	1,226

8時間以上9時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	669	7,144	715
要介護2	791	8,447	845
要介護3	915	9,772	978
要介護4	1,041	11,117	1,112
要介護5	1,168	12,474	1,248

\*介護保険給付額が変更の場合、変更の額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2・その他の料金

- ・昼食 742円
- ・おやつ 50円
- ・クラブ活動材料費・理美容費等 実費
- ・通常の実施地域を越える交通費 通常の送迎地域を越えて1kmにつき100円

3・その他の料金

項目	加算の要件	(単位数)	費用額 (10割分)	利用者負担 額 (1割)	単位
生活相談員配置等加算	生活相談員(任労福祉士等)を配置し、かつ、地域に貢献する活動(地域の交流の場の提供、認知症カフェ等)を実施している場合。	+13	138	14	円/日
○ 入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助を行った場合。	+40	427	43	円/日
入浴介助加算(Ⅱ)	医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。/当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し、医師等と連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の上達計画を作成する。/上記の上達計画に基づき、個々の配置時間の定めなし専従機能訓練指導員1名以上の配置。居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成する。個別機能訓練計画の作成・実施は、複数の機能訓練の項目を準備し、利用者の生活意欲が増進されるよう、心身の状況に応じた機能訓練を機能訓練指導員等が実施。機能訓練指導員等が3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し生活状況を確認するとともに、個別機能訓練計画の進捗状況	+55	587	59	円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	個別機能訓練加算(Ⅰ)イの算定要件である配置時間の定めなしの専従機能訓練指導員1名以上の配置に加え、合計で2名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯において実施した場合	+56	598	60	円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	個別機能訓練加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックされた情報の活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上をはかった場合。	+76	811	82	円/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	①利用者(評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。 ②利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ③利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等としてADL維持等加算(Ⅰ)の①と②の要件を満たすこと。	+20	213	22	円/月
ADL維持等加算(Ⅰ)	②評価対象利用者等の調整済ADL利得の平均値が2以上の場合。	+30	320	32	円/月
ADL維持等加算(Ⅱ)	当該事業所の従業者として、または外部(他の介護事業所、医療機関、介護保険施設など)との連携により管理栄養士を1名以上配置。/利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応する。/利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当	+60	640	64	円/月
栄養アセスメント加算	外部の連携を含めて管理栄養士の配置、共同して利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮し栄養ケア計画を作成、栄養改善サービスを行い利用者の栄養状態を定期的に記録する、栄養ケア計画の進捗状況を定期評価した場合。	+50	534	54	円/月
栄養改善加算	歯科衛生士又は看護職員を1名配置、共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成/歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行い口腔機能を定期歴に記録する/口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価(月2回を限度)した場合。	+200	2,136	214	円/日
○ 口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報、そのほか口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。	+150	1,602	161	円/日
口腔機能向上加算(Ⅱ)	①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する。 ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するため必要な情報を活用した場合。	+160	1,708	171	円/日
科学的介護推進体制加算	送迎を行わなかった場合減算 *片道ごとに算定	+40	427	43	円/日
○ 送迎減算	①介護福祉士70%以上、②勤続10年以上介護福祉士25%以上、のいずれかの場合。	-47	-501	-51	円/片道
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が50%以上配置した場合。	+22	234	24	円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	①介護福祉士40%以上、②勤続7年以上30%以上、のいずれかの場合。	+18	192	20	円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも5%以上減少している場合。	+6	64	7	円/日
感染症災害3%加算	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、単位数を所定単位数に加算する場合。	所定単位数の3%			円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		上記算定の合計単位数の9.2%			円/月
○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		上記算定の合計単位数の9.0%			円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		上記算定の合計単位数の8.0%			円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		上記算定の合計単位数の6.4%			円/月

事業所名 高齢者サービスステーションいなぎ正吉苑  
説明者 串田 勝

私は、本書面により、事業者から通所介護事業についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏名 続 柄

料金表 \* 2割負担

通所介護

いなぎ正吉苑

1・基本料金：通常規模型通所介護費

単位 円/日

2時間以上3時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(2割)
要介護1	271	2,894	579
要介護2	310	3,310	662
要介護3	351	3,748	750
要介護4	392	4,186	838
要介護5	431	4,603	921

3時間以上4時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(2割)
要介護1	370	3,951	791
要介護2	423	4,517	904
要介護3	479	5,115	1,023
要介護4	533	5,692	1,139
要介護5	588	6,279	1,256

4時間以上5時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(2割)
要介護1	388	4,143	829
要介護2	444	4,741	949
要介護3	502	5,361	1,073
要介護4	560	5,980	1,196
要介護5	617	6,589	1,318

5時間以上6時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(2割)
要介護1	570	6,087	1,218
要介護2	673	7,187	1,438
要介護3	777	8,298	1,660
要介護4	880	9,398	1,880
要介護5	984	10,509	2,102

6時間以上7時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(2割)
要介護1	584	6,237	1,248
要介護2	689	7,358	1,472
要介護3	796	8,501	1,701
要介護4	901	9,622	1,925
要介護5	1,008	10,765	2,153

7時間以上8時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(2割)
要介護1	658	7,027	1,406
要介護2	777	8,298	1,660
要介護3	900	9,612	1,923
要介護4	1,023	10,925	2,185
要介護5	1,148	12,260	2,452

8時間以上9時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(2割)
要介護1	669	7,144	1,429
要介護2	791	8,447	1,690
要介護3	915	9,772	1,955
要介護4	1,041	11,117	2,224
要介護5	1,168	12,474	2,495

\*介護保険給付額が変更の場合、変更の額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2・その他の料金

- ・昼食 742円
- ・おやつ 50円
- ・クラブ活動材料費・理美容費等 実費
- ・通常の実施地域を越える交通費 通常の送迎地域を越えて1kmにつき100円

3・その他の料金

項目	加算の要件	(単位数)	費用額 (10割分)	利用者負担 額 (2割)	単位
生活相談員配置等加算	生活相談員(任労福祉士等)を配置し、かつ、地域に貢献する活動(地域の交流の場の提供、認知症カフェ等)を実施している場合。	+13	138	28	円/日
○ 入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助を行った場合。	+40	427	86	円/日
入浴介助加算(Ⅱ)	医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居室の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。/当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し、医師等と連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した当該居室の浴室の環境等を踏まえた個別の上浴計画を作成する。/上記の上浴計画に基づき、個々の配置時間の定めなし専従機能訓練指導員1名以上の配置。居室訪問で把握したニーズと居室での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成する。個別機能訓練計画の作成・実施は、複数の機能訓練の項目を準備し、利用者の生活意欲が増進されるよう、心身の状況に応じた機能訓練を機能訓練指導員等が実施。機能訓練指導員等が3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し生活状況を確認するとともに、個別機能訓練計画の進捗状況	+55	587	118	円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	個別機能訓練加算(Ⅰ)イの算定要件である配置時間の定めなしの専従機能訓練指導員1名以上の配置に加え、合計で2名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯において実施した場合	+56	598	120	円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	個別機能訓練加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックされた情報の活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上をはかった場合。	+76	811	163	円/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	①利用者(評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。 ②利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ③利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等としてADL維持等加算(Ⅰ)の①と②の要件を満たすこと。	+20	213	43	円/月
ADL維持等加算(Ⅰ)	②評価対象利用者等の調整済ADL利得の平均値が2以上の場合。	+30	320	64	円/月
ADL維持等加算(Ⅱ)	当該事業所の従業者として、または外部(他の介護事業所、医療機関、介護保険施設など)との連携により管理栄養士を1名以上配置。/利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応する。/利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当	+60	640	128	円/月
栄養アセスメント加算	外部の連携を含めて管理栄養士の配置、共同して利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮し栄養ケア計画を作成、栄養改善サービスを行い利用者の栄養状態を定期的に記録する、栄養ケア計画の進捗状況を定期評価した場合。	+50	534	107	円/月
栄養改善加算	歯科衛生士又は看護職員を1名配置、共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成/歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行い口腔機能を定期歴に記録する/口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価(月2回を限度)した場合。	+200	2,136	428	円/日
○ 口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報、そのほか口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。	+150	1,602	321	円/日
口腔機能向上加算(Ⅱ)	①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する。 ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するため必要な情報を活用した場合。	+160	1,708	342	円/日
科学的介護推進体制加算	送迎を行わなかった場合減算 *片道ごとに算定	+40	427	86	円/日
○ 送迎減算	①介護福祉士70%以上、②勤続10年以上介護福祉士25%以上、のいずれかの場合。	-47	-501	-101	円/片道
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が50%以上配置した場合。	+22	234	47	円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	①介護福祉士40%以上、②勤続7年以上30%以上、のいずれかの場合。	+18	192	39	円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも5%以上減少している場合。	+6	64	13	円/日
感染症災害3%加算	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、単位数を所定単位数に加算する場合。	所定単位数の3%			円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		上記算定の合計単位数の9.2%			円/月
○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		上記算定の合計単位数の9.0%			円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		上記算定の合計単位数の8.0%			円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		上記算定の合計単位数の6.4%			円/月

事業所名 高齢者サービスステーションいなぎ正吉苑  
説明者 串田 勝

私は、本書面により、事業者から通所介護事業についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏名 続 柄

料金表 \* 3割負担

通所介護

いなぎ正吉苑

1・基本料金：通常規模型通所介護費

単位 円/日

2時間以上3時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(3割)
要介護1	271	2,894	869
要介護2	310	3,310	993
要介護3	351	3,748	1,125
要介護4	392	4,186	1,256
要介護5	431	4,603	1,381

3時間以上4時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(3割)
要介護1	370	3,951	1,186
要介護2	423	4,517	1,356
要介護3	479	5,115	1,535
要介護4	533	5,692	1,708
要介護5	588	6,279	1,884

4時間以上5時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(3割)
要介護1	388	4,143	1,243
要介護2	444	4,741	1,423
要介護3	502	5,361	1,609
要介護4	560	5,980	1,794
要介護5	617	6,589	1,977

5時間以上6時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(3割)
要介護1	570	6,087	1,827
要介護2	673	7,187	2,157
要介護3	777	8,298	2,490
要介護4	880	9,398	2,820
要介護5	984	10,509	3,153

6時間以上7時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(3割)
要介護1	584	6,237	1,872
要介護2	689	7,358	2,208
要介護3	796	8,501	2,551
要介護4	901	9,622	2,887
要介護5	1,008	10,765	3,230

7時間以上8時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(3割)
要介護1	658	7,027	2,109
要介護2	777	8,298	2,490
要介護3	900	9,612	2,884
要介護4	1,023	10,925	3,278
要介護5	1,148	12,260	3,678

8時間以上9時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(3割)
要介護1	669	7,144	2,144
要介護2	791	8,447	2,535
要介護3	915	9,772	2,932
要介護4	1,041	11,117	3,336
要介護5	1,168	12,474	3,743

\*介護保険給付額が変更の場合、変更の額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2・その他の料金

- ・昼食 742円
- ・おやつ 50円
- ・クラブ活動材料費・理美容費等 実費
- ・通常の実施地域を越える交通費 通常の送迎地域を越えて1kmにつき100円

3・その他の料金

項目	加算の要件	(単位数)	費用額 (10割分)	利用者負担 額 (3割)	単位
生活相談員配置等加算	生活相談員(任労福祉士等)を配置し、かつ、地域に貢献する活動(地域の交流の場の提供、認知症カフェ等)を実施している場合。	+13	138	42	円/日
○ 入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助を行った場合。	+40	427	129	円/日
入浴介助加算(Ⅱ)	医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。/当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し、医師等と連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の上達計画を作成する。/上記の上達計画に基づき、個々の配置時間の定めなし専従機能訓練指導員1名以上の配置。居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成する。個別機能訓練計画の作成・実施は、複数の機能訓練の項目を準備し、利用者の生活意欲が増進されるよう、心身の状況に応じた機能訓練を機能訓練指導員等が実施。機能訓練指導員等が3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し生活状況を確認するとともに、個別機能訓練計画の進捗状況	+55	587	177	円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	個別機能訓練加算(Ⅰ)イの算定要件である配置時間の定めなしの専従機能訓練指導員1名以上の配置に加え、合計で2名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯において実施した場合	+56	598	180	円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	個別機能訓練加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックされた情報の活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上をはかった場合。	+76	811	244	円/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	①利用者(評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。 ②利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ③利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等としてADL維持等加算(Ⅰ)の①と②の要件を満たすこと。	+20	213	64	円/月
ADL維持等加算(Ⅰ)	②評価対象利用者等の調整済ADL利得の平均値が2以上の場合。	+30	320	96	円/月
ADL維持等加算(Ⅱ)	当該事業所の従業者として、または外部(他の介護事業所、医療機関、介護保険施設など)との連携により管理栄養士を1名以上配置。/利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応する。/利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当	+60	640	192	円/月
栄養アセスメント加算	外部の連携を含めて管理栄養士の配置、共同して利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮し栄養ケア計画を作成、栄養改善サービスを行い利用者の栄養状態を定期的に記録する、栄養ケア計画の進捗状況を定期評価した場合。	+50	534	161	円/月
栄養改善加算	歯科衛生士又は看護職員を1名配置、共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成/歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行い口腔機能を定期歴に記録する/口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価(月2回を限度)した場合。	+200	2,136	641	円/日
○ 口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報、そのほか口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。	+150	1,602	481	円/日
口腔機能向上加算(Ⅱ)	①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する。 ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するため必要な情報を活用した場合。	+160	1,708	513	円/日
科学的介護推進体制加算	送迎を行わなかった場合減算 *片道ごとに算定	+40	427	129	円/日
○ 送迎減算	①介護福祉士70%以上、②勤続10年以上介護福祉士25%以上、のいずれかの場合。	-47	-501	-151	円/片道
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が50%以上配置した場合。	+22	234	71	円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	①介護福祉士40%以上、②勤続7年以上30%以上、のいずれかの場合。	+18	192	58	円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも5%以上減少している場合。	+6	64	20	円/日
感染症災害3%加算	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、単位数を所定単位数に加算する場合。	所定単位数の3%			円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		上記算定の合計単位数の9.2%			円/月
○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		上記算定の合計単位数の9.0%			円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		上記算定の合計単位数の8.0%			円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		上記算定の合計単位数の6.4%			円/月

事業所名 高齢者サービスステーションいなぎ正吉苑  
説明者 串田 勝

私は、本書面により、事業者から通所介護事業についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏名

続 柄